このページの上位ページは、http://www.kokansihoo.com/lec.html です。

(令和5年6月作成)

# 序章 訴訟規範およびその適用

### 第1条 訴訟法定主義。

民事訴訟において、裁判所、および、これに訴える、また、介入する者は、本法の 規定に従って行動しなければならない。

#### 第2条 民事訴訟規範の適用時期。

時限法の規定で別段の定めがない限り、民事裁判所に対応する事項は、常に、遡及 されない現行の訴訟規範に従ってその裁判所により審理される。

## 第3条 民事訴訟規範の (適用) 領域。

国際条約および協定が規定する唯一の例外を除き、国内で行われる民事訴訟は、スペインの訴訟規範のみに従う。

## 第4条 民事訴訟法の補充的性質。

刑事訴訟、行政訴訟、労働訴訟および軍事訴訟を規定する法律に(該当する)条項がない場合、本法の規定がそれらすべてに適用される。